平成２６年（フ）第１００号
静岡県伊豆市八幡20番地の１
破産者　鈴木　晴治
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
愛知県稲沢市平和町西光坊宮西670番地１
破産者　長谷川雅洋
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６４号
愛知県豊田市永覚新町３丁目59番地１　Ｔステージ永覚新町103号
破産者　松井　利幸
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
愛知県岡崎市福岡町字北御坊山10番地　市営福岡荘１―105
破産者　伊藤　寿緒（旧姓三浦）
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６９８号
京都府木津川市州見台１丁目15番地31レオパレス州見台104
破産者　森田　康史
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６７号
京都市右京区西京極郡沢町13番地８　西京極グリーンハイツ507、前住所京都市右京区西京極畔勝町54番地１　西京極ガーデンハイツ303
破産者　染屋ＫｅｅｐＨａｐｐｉｎｅｓｓこと　梅田　鈴子
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７７４号
京都市南区久世高田町257番地の139
破産者　小西　好枝
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
兵庫県尼崎市大物町２丁目６番９号亀井文化205、前住所兵庫県尼崎市西難波町５丁目14番５号
破産者　兼松　一夫
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６７号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目４番21号レオパレスたか104号
破産者　玉利　友和
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８１号
奈良県生駒市緑ヶ丘1425番地68
破産者　金川達之こと　金　炳燊
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１９７号
奈良県磯城郡三宅町伴堂70―１　いらか荘103号室、破産手続開始決定時の居所奈良県磯城郡田原本町新町199―４
破産者　坂本　典雄
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２５号
愛媛県宇和島市大浦甲1646番地２
破産者　山﨑　康夫
１　決定年月日　平成26年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４０２号
北九州市門司区黒川東１丁目８番20号、開始決定時の住所北九州市八幡西区日吉台２丁目７番14号
破産者　吉川　國張
１　決定年月日　平成26年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９３号
北九州市八幡東区清田１丁目６番４号、開始決定時の住所北九州市小倉北区小文字２丁目９番14号
破産者　福田　治夫
１　決定年月日　平成26年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９４号
北九州市小倉北区赤坂２丁目21番６―302号、開始決定時の住所北九州市小倉北区小文字２丁目９番14号
破産者　福田　佳子（旧姓木下）
１　決定年月日　平成26年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５５４号
北九州市八幡西区上上津役３丁目12番４号
破産者　塚原美代子
１　決定年月日　平成26年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７７７号
北九州市若松区浜町２丁目17番24号　105号
破産者　土屋　吉和
１　決定年月日　平成26年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部